

# 原料費調整制度に基づく

## 平成31年4月のガス料金について

平成31年3月4日

上越市ガス水道局

上越市ガス水道局は、「原料費調整制度」に基づいて平成31年4月検針分に適用される単位料金を平成31年3月検針分と同額とさせていただきます。

今回のガス料金の調整は平成30年11月～平成31年1月のLNG平均価格及びLPG平均価格（貿易統計値）により算定された平均原料価格に基づくものです。なお、今回の平均原料価格（65,850円/t）は、上越市ガス供給条例第11条第2項第1号で規定する平均原料価格の上限額を超えたため、上限額56,140円/tで計算しています。

また、平成31年4月検針分に適用する料金につきましては、広報上越3月15日号での記事掲載、ガス水道局本局及び営業所の窓口での掲示、検針時に各戸にお届けする「ガス水道使用量のお知らせ（検針票）」等でお知らせいたします。

以上

<お問い合わせ先>

上越市ガス水道局 総務課料金出納係

TEL 025-522-5518

<別紙>

## 料金表（平成31年4月）

- 一般契約料金（各月のご使用量に応じてA・B・Cいずれかの料金表が適用されます）  
平成31年3月に適用する調整単位料金と比較した場合、同額となります。  
なお、基準単位料金に対しては16.78円（税込）上方調整して料金を算定します。  
また、基本料金は変わりません。

区分	料金表A	料金表B	料金表C
月間使用量	0～25m <sup>3</sup>	26～250m <sup>3</sup>	251m <sup>3</sup> ～
基本料金 (円/月)	367.20	410.40	626.40
調整単位料金 4月 (円/m <sup>3</sup> )	124.36	122.63	121.76
調整単位料金 (参考) 3月 (円/m <sup>3</sup> )	124.36	122.63	121.76

### 【ガス料金の計算式】

1か月のガス料金 = 基本料金 + ガス使用量 × 基準単位料金(原料費調整制度に基づく  
単位料金の調整を行う場合は、その調整単位料金)  
(上記計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は端数を切り捨てます)

## 標準家庭における影響

1か月の ご使用量	平成31年4月 適用料金	平成31年3月 適用料金	増減額	増減率
39m <sup>3</sup>	5,192円/月	5,192円/月	0円/月	0.00%

※ 当市におけるご家庭1件、一ヵ月当たり平均使用量39m<sup>3</sup>（45.0メガジュール/m<sup>3</sup>）に基づいて算出しています。

## 平均原料価格と調整単位料金の算定について

	平成30年11月～平成31年1月 (4月検針分に適用)	平成30年10月～平成30年12月 (3月検針分に適用)
平均原料価格※1	56,140円/ト	56,140円/ト

基準平均原料価格※2	35,090円/ト
------------	-----------

※1 平均原料価格＝LNG平均価格×0.9771＋LPG平均価格×0.0474

※2 基準平均原料価格は、料金改定時に設定（平成28年6月から8月までのLNG平均価格34,120円×0.9771＋平成28年6月から8月までのLPG平均価格36,970円×0.0474）

### ◆ 平均原料価格の算定

$$\begin{aligned} \text{LNG平均原料価格} &= \text{LNG平均価格（平成30年11月～平成31年1月貿易統計値）} \times 0.9771 \\ &= 64,460\text{円/ト} \times 0.9771 \\ &= 62,983.866\text{円/ト} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{LPG平均原料価格} &= \text{LPG平均価格（平成30年11月～平成31年1月貿易統計値）} \times 0.0474 \\ &= 60,560\text{円/ト} \times 0.0474 \\ &= 2,870.544\text{円/ト} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{平均原料価格} &= \text{LNG平均原料価格} + \text{LPG平均原料価格} \\ &= 62,983.866\text{円/ト} + 2,870.544\text{円/ト} \\ &= 65,854.410\text{円/ト} \\ &\quad \downarrow \text{（10円未満四捨五入）} \\ &= 65,850\text{円/ト} \end{aligned}$$

**※上越市ガス供給条例第11条第2項第1号の規定する平均原料価格の上限を超えたため  
上限額56,140円/トで計算します。**

### ◆ 原料価格変動額の算定

$$\begin{aligned} \text{原料価格変動額} &= \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格} \\ &= 56,140\text{円/ト} - 35,090\text{円/ト} \\ &= 21,050\text{円/ト} \\ &\quad \downarrow \text{（100円未満切捨て）} \\ &= 21,000\text{円/ト} \end{aligned}$$

### ◆ 調整単位料金（1m<sup>3</sup>あたり）の算定（一般契約B区分の場合）

$$\begin{aligned} \text{調整単位料金} &= \text{基準単位料金} + 0.074\text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100\text{円} \times 1.08 \\ &= 105.85\text{円} + 0.074\text{円} \times 21,000\text{円} / 100\text{円} \times 1.08 \\ &= 105.85\text{円} + 16.78320\text{円} \\ &= 122.63320\text{円} \\ &\quad \downarrow \text{（小数点第3位以下切捨て）} \\ &= 122.63\text{円} \end{aligned}$$

※ 原料価格変動額100円につき基準単位料金単価を1m<sup>3</sup>当たり0.07992円（0.074円に1.08を乗じた値）調整します。

上記計算の結果、基準単位料金単価に対し、1m<sup>3</sup>当たり**16.78円（税込）**上方調整します。